

福井県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ) (案) に関する

県民パブリックコメント意見募集の結果

平成 2 2 年 9 月 2 4 日
福井県農林水産部農林水産振興課

今回、「福井県特定鳥獣保護管理計画 (イノシシ) (案)」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、次のような御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、公表にあたり、取りまとめの都合上、御意見と県の考え方を案件ごとに集約させていただきました。

いただいた御意見は、福井県特定鳥獣保護管理計画 (イノシシ) の策定や今後の施策の参考とさせていただきます。

1 募集期間

平成 2 2 年 8 月 3 0 日 (月) ~ 平成 2 2 年 9 月 1 2 日 (日)

2 意見件数 (意見提出者数)

県内在住の方からのご意見 2 0 件 (1 2 名)

3 提出された御意見の概要および県の考え方

別添資料のとおり

4 問い合わせ先

福井県農林水産部農林水産振興課鳥獣害対策室

電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 0 4 1 4

ファックス 0 7 7 6 - 2 0 - 0 6 4 9

E-mail nousin@pref.fukui.lg.jp

計画全体について

意見の概要		意見に対する考え方
1	イノシシによる農林業被害は、特に中山間地域で大きい。春先のタケノコの掘り返し、畦畔の掘り返しに始まり、夏の水田への侵入・食害、秋の土手の掘り返しなど年中被害を受けている。さらに、住居地への夜間進出もあり、衝突により車が損傷するなど農林業以外の一般住民にも被害を与えている状況である。また、全国ではイノシシによる殺傷事件も耳にする。一刻も早く管理計画を策定し、「目標達成のための対策」を早急に、着実に実施する事を期待する。	ご指摘の点は、本計画（案）の目的や主旨と合致するものと考えています。
2	イノシシ問題は、金額であらわせる農業被害だけでなく、中山間地域に暮らす人々の暮らしを崩壊させる問題であり、早急の計画の推進をお願いしたい。	
3	イノシシなどの鳥獣害だけに注目するのではなく、他の生物も含めて環境の変化を見据えた上で、イノシシ対策をとること。	イノシシも含め、生物多様性の保全という視点ももちながら、イノシシ計画を推進していきます。

6 保護管理の目標

意見の概要		意見に対する考え方
4	生息頭数管理については、被害にあっているものの感覚としては、生息数は増加している。思い切った捕獲を進めてもらいたい。	被害を効果的に防止、減少させるために計画的な捕獲を推進していきます。
5	シカもクマも被害管理または保護のための捕獲目標や捕獲制限の数がはっきり示されている中で、イノシシの捕獲目標が設定されていない。イノシシについても、生息数を把握し、被害軽減に必要な捕獲すべき目標頭数を明確に示してほしい。	イノシシについては、シカやクマと異なり、生息数の科学的な推定方法が未確立であるため、本県においても生息数推定がなされていません。 イノシシの健全な個体群維持を図るため、狩猟者等の協力を得ながら、生息や捕獲状況に関する情報を収集し、保護管理を進めていきます。
6	被害状況をデータ化して把握することは大切なことだが、年次変動、品目や農家の変動、集計方法など算定方法が難しい。普及計画での成果指標でも同様、被害解消面積や被害金額などはとらえにくい。 最低限行政区や年次によるブレが少なくなるよう算出方法を検討するべき。	被害算出については、国の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に沿って、農業共済や市町からの報告を受け、県でとりまとめています。 できるだけ定量的な基準を設定し、正確な情報収集に努めていきます。

7 目標を達成させるための対策 個体数管理

意見の概要		意見に対する考え方
7	食肉利用するためには、肉質から考えると、狩猟期の拡大については、11月15日以前の前倒しを望む。	狩猟期の拡大については、一般の入山者の安全確保の観点を最優先して設定しています。
8	狩猟期の延長については、県民へ広く周知徹底をお願いする。	事故防止の観点から、狩猟期間について、県民のみなさまに周知徹底していきます。
9	銃器の使用は、安全上の配慮が必要であることは分かるが、わな猟のみの狩猟期の延長は、雪の多い奥越地域では、狩猟数の増加にはつながらないとする。	一般の入山者の安全確保を最優先するため、延長する期間の狩猟については、わな猟のみとしています。
10	狩猟数を増やすためには、狩猟期の延長が、わな猟だけになっているが、銃猟についても延長してほしい。	
11	イノシシは狩猟資源として価値があるため、単純に生息数を減らせばよいというものではない。趣味として楽しみで狩猟をしているものにとっては、ある程度生息してほしい。 地域毎の生息状況に応じた適正な個体数管理に努めてほしい。	イノシシの健全な個体群維持を図るために、地域毎に生息状況や捕獲状況等に関する情報を収集し、適正な個体数管理に努めていきます。
12	狩猟者の視点からすると、安全な場所で狩猟をしたい。計画では、集落・農地周辺の里山でのイノシシの個体数管理を行うとなっているが、人が暮らす地域であり、事故防止には特に注意が必要。	狩猟での安全確保については、狩猟免許の更新講習会や狩猟登録証の交付時等の機会において、警察や狩猟団体とも協力し、周知徹底を図ります。また、有害鳥獣捕獲についても、警察、市町や狩猟団体と協力して、安全確保を徹底していきます。
13	鳥獣保護区における計画的な予察捕獲を行うにあたり、捕獲時期、捕獲数、性別、年齢、産子数を調査し、事例的に個体数管理の効果測定ができないか。	鳥獣保護区を含め、県内のイノシシの適正な保護管理が行えるよう、狩猟者の協力を得て、生息や捕獲状況調査などにより、必要な情報の収集に努めます。
14	鳥獣保護区での捕獲に関する制度を周知させる必要がある。例えば、鳥獣保護区は、有害捕獲許可により捕獲が可能であることなど。ただし、一般狩猟者から誤解を受け、不公平感をもたれないような説明も必要。	有害捕獲許可業務を担当する市町や狩猟団体とも連携し、狩猟者や一般県民に対し、制度の周知に努めていきます。
15	狩猟者人口の減少には、銃猟免許の新規取得及び更新が困難になってきていることも原因である。銃猟に関しては、農業者・公務員・J A職員に銃猟免許の取得をすすめてはどうか。	計画に記載したとおり、狩猟団体と協力し、銃による狩猟者の確保、育成に向けて、銃猟免許取得事前講習会の開催や研修会による技術向上等に努めていきます。

7 目標を達成させるための対策 生息地管理

意見の概要		意見に対する考え方
16	生息地環境については、山林対策、山ぎわ対策、休耕田などの農地管理に加え、河川敷がイノシシの生息地となっているため、河川敷の草木の伐採をすすめることが重要。	関係部局と連携し、イノシシの生息地とならないような河川環境の整備を進めていきます。

7 目標を達成させるための対策 被害管理

意見の概要		意見に対する考え方
17	対策がされていても、被害管理の状況次第で、被害が継続する可能性があるため、被害対策の実施状況の有無、設備の管理体制を調査することが重要	集落リーダーなどが中心となって、地域ぐるみで設備点検などを実施し、有効な被害防止対策がされるよう、リーダー育成などの支援を行っていきます。

8 その他保護管理のために必要な事項

意見の概要		意見に対する考え方
18	イノシシは、県民にとって、普通に見られるようになってきた動物であり、まだイノシシへの接し方が分っていない県民に、イノシシとどのように接するべきか、危険を避けるためにはどうしたらいいかなどについて、できるだけ簡単・簡潔な内容で、広く県民に普及していくべき。	県ホームページやパンフレット、研修会などを通じて、生態や被害防除の方法等について、広く普及に努めていきます。
19	有害獣として捕獲したイノシシは、多くが埋設されていると聞くので、できるだけ食肉利用をすすめていくべきだ。	ご指摘の点は、本計画（案）の目的や主旨と合致するものと考えています。なお、地域によって獣肉の利用の進め方などは異なることから、今後、計画に即して、様々な形での利用が進むよう、関係者と連携しながら、活用方法を検討していきます。
20	獣肉利用は、マニュアル整備だけでなく施設の管理方法、流通経路の確保、従事する人員の確保を明確にする必要がある。獣肉利用について、どの程度の規模（頭数、重量等）で獣肉の活用を促進するか明記できればよいと考える。	